

## 令和7年10回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年10月10日（金） 午後3時00分

開催場所 岐阜市役所 庁舎6階 6-1 大会議室

出席委員 江崎 美咲・河田 均・酒井 勉・館林 朋子  
永田 俊幸・西垣 隆・林 安廣・藤吉 理功  
松野 芳正・山口 貴範・山中 敏彰

欠席委員 岩佐 哲司・江崎 和浩・清水 健吉・帽下 信孝  
高橋美穂子・野々村 貢・林 明

議 長 栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員会  
員 池田 達朗  
小川 博  
神山 秀夫  
高橋 和美  
林 静典  
宮部 靖  
宮 靖

事務局  
事務局長 三嶋 克之  
副主幹 佐藤 智香  
主任 山田潤一郎  
主任主事 桂川 裕貴  
主事 可児 匠

議 事	議案第 43 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願の審議について
	議案第 44 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
	議案第 45 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
	議案第 46 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
	議案第 47 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
	報告第 30 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
	報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
	報告第 32 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議長	それでは、令和7年第10回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、19名中12名で過半数に達しておりますので、 本会議は成立することを報告いたします。
議長	議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたい と思います。 それでは、議席番号15番、館林朋子委員、議席番号17番、永田俊 幸委員の両委員よろしくお願いいいたします。 なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありました ら御遠慮なく御発言ください。
議長	それでは、議案の審議に入ります。 議案第43号、農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受 適格証明願の審議について、今回の出願は、1件、以上を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
小栗主幹	それでは、議案第43号について説明いたします。 1ページをお願いします。 今回出願がありました農地につきましては、名古屋国税局において期間 入札の公告が行われています。 この物件は農地ですので、入札に参加するには、民事執行規則第 33条により、農業委員会から買受適格があることの証明書の交付を受ける ことが必要です。 また、入札の結果、当該証明書の交付を受けた者が、その農地の買受人 となり、農地法第3条の許可申請がされた場合、証明書の交付時と事情が 異なっていると認められる場合を除き、許可するものとして併せて提案して おりますので、買受適格証明の発行にあたり、農地法第3条の不許可基 準に抵触しないことが要件となります。 今回は1件提出されています。 2ページをお願いいたします。 1番、柳津地区の案件は、出願人が農業経営を開始するものです。当 該農地では果樹を栽培することです。 買受適格証明の発行にあたり、権利取得後の農地の効率的な利用を誓 約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率 要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております

す。

つきましては、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第43号について、事務局から説明がありました。出願人の営農状況等について、説明をいただきます。

それでは、1番、柳津地区は、事務局から説明いたします。

小栗主幹

出願人は今回買い受けを希望する農地では、果樹を栽培される予定です。

10月2日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び出願人とともに、現地立会いを行いました。

出願人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、証明の発行、及びその後の3条許可については問題ないとのことです。

議 長

議案第43号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第43号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転5件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小栗主幹

それでは、議案第44号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する、営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

4ページをお願いします。

1番、岩野田地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、岩地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3番、芥見地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では、野菜を栽培するものです。

4番、三輪地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では、野菜を栽培するものです。

5ページをお願いします。

5番、網代地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では、水稻及び野菜を栽培するものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第44号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番、岩野田地区は、酒井勉委員、お願いします。

酒井委員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

10月3日に、農地利用最適化推進委員および事務局職員で現地確認を行いました。

申請地では、果樹等を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番、岩地区および、3番、芥見地区は、事務局から説明いたします。

小栗主幹

2番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畠を譲り渡すものです。  
10月2日に、農地利用最適化推進委員、及び受人の代理人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、野菜が栽培される予定です。受人は、地元の取り決めなども十分理解されており、許可は問題ないと考えております。

3番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畠を譲り渡すものです。  
10月2日に、農地利用最適化推進委員、及び受人の代理人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、野菜が栽培される予定です。受人は、地元の取り決めなども十分理解されており、許可は問題ないと考えております。

議長

続きまして、4番、三輪春近地区は藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

4番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畠を譲り渡すものです。  
9月30日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。  
申請地では、野菜等を栽培される予定です。  
受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番、網代地区は松野芳正委員、お願いします。

松野委員

5番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田及び畠を譲り渡すものです。9月30日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻及び野菜を栽培される予定です。  
受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第44号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第44号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長　全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第45号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小栗主幹　それでは、議案第45号について説明いたします。  
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。7ページの総括表をご覧ください。  
今回は、1件、2,878平方メートルです。

8ページをお願いします。  
1番、網代地区の申請は、牛舎新築のための残土置場へ一時転用するものです。申請地は、農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため、例外的に許可し得るものです。

また、この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので33ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、掛洞プラントから北東へ約1,500メートルほど離れた農地です。

以上でございます。

ただいま、議案第45号について事務局から説明がありました。

議長　1番、網代地区の申請については、現地調査を行いました。  
それでは、1番、網代地区の申請について、松野芳正委員、お願いします。

松野委員　1番の申請は、牛舎新築工事のための残土置場として一時転用するものです。9月30日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び申請人の代理人と共に、現地立会いを行いました。  
立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確

認しており、許可は問題ないと考えております。

ありがとうございました。

議長 議案第45号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第45号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第46号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

それでは、議案第46号について説明いたします。

小栗主幹 市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

10ページの総括表をご覧ください。

今回は、1件、合計660平方メートルです。

11ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、所有権移転により、児童発達支援施設等職員及び施設利用者駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

ただいま、議案第46号について事務局から説明がありました。

議長 議案第46号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第46号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第47号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

それでは、議案第47号について説明いたします。

小栗主幹

今回は、2件提出されており、明細は13ページの表のとおりです。特例適用農地面積は、3,234平方メートルとなっております。証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

ただいま、議案第47号について事務局から説明がありました。

議長

議案第47号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

発言もないようなので、採決に入ります。

議案第47号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議案につきましては、以上でございます。

議長

続きまして、報告に移ります。

報告第30号から第32号について、事務局の説明を求めます。

それでは、まず、報告第30号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

小栗主幹

15ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、14件、合計12,468平方メートルです。

続きまして、

報告第31号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

17ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、8件、合計3,645平方メートルです。

明細は、18ページから19ページです。

続きまして、

報告第32号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

21ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、45件、合計 24,530.49平方メートルです。

明細は、22ページから32ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和7年9月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時27分閉会を宣す。